

10.2 投資・サービス章留保表（附属書 I & II）

総論

梅津英明*

柴田久**

I. 概要

1. 適合しない措置（現在留保）

A) 範囲（9.12 条 1 及び 10.7 条 1）*

①9.4 条（内国民待遇）、9.5 条（最恵国待遇）、9.10 条（特定措置の履行要求）及び 9.11 条（経営幹部及び取締役会）の規定、並びに、②10.3 条（内国民待遇）、10.4 条（最恵国待遇）、10.5 条（市場アクセス）及び 10.6 条（現地における拠点）の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

- (i) 中央政府により維持され、附属書 I の自国の表に記載する措置
- (ii) 地域政府により維持され、附属書 I の自国の表に記載する措置
- (iii) 地方政府により維持される措置

(b)(a)に規定する措置の継続又は即時の更新

(c)(a)に規定する措置の改正（当該改正の直前における当該措置と各規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

注 但し、ベトナムについては、附属書 9-I 及び附属書 10-C が適用され、一部例外的な取り扱いがなされる。

B) 留保表の構成（附属書 I 各国共通部分：注釈）

各表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野：「分野」には、当該留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 小分野：「小分野」には、記載する場合には、当該留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c) 産業分類：「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって、暫定的な中央生産物分類（統計文書 M 第 77 号、国際連合国際経済社会局統計

* うめつ ひであき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

** しばた ひさし／弁護士・森・濱田松本法律事務所

* = 「II. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

部、ニューヨーク、1991年) (以下「CPC」という。)において用いられる CPC 番号の下で行われるものを示す。

- (d)関連する義務:「関連する義務」には、9.4条(内国民待遇)又は10.3条(内国民待遇)、9.5条(最恵国待遇)又は10.4条(最恵国待遇)、9.10条(特定措置の履行要求)、9.11条(経営幹部及び取締役会)、10.5条(市場アクセス)及び10.6条(現地における拠点)のいずれかの規定により課される義務であって、9.12条(適合しない措置)1(a)及び10.7条(適合しない措置)1(a)の規定に従って、各締約国の表の注釈に示されるとおりに、掲げられた措置に適用しないものを特定する。
- (e)政府の段階:「政府の段階」には、掲げられた措置を維持する政府の段階を示す。
- (f)措置:「措置」には、当該留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日において改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
- (g)概要:「概要」には、各締約国の表の注釈に示されるとおりに、適合しない措置を記載し、又は当該留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

2. 適合しない措置 (包括的留保)

A) 範囲 (9.12条2及び10.7条2) *

①9.4条(内国民待遇)、9.5条(最恵国待遇)、9.10条(特定措置の履行要求)及び9.11条(経営幹部及び取締役会)の規定、並びに、②10.3条(内国民待遇)、10.4条(最恵国待遇)、10.5条(市場アクセス)及び10.6条(現地における拠点)の規定は、締約国が附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

B) 留保表の構成 (附属書II 各国共通部分:注釈)

各表の留保事項には、次の事項を記載する。

- (a)分野:「分野」には、当該留保事項が対象とする分野を示す。
- (b)小分野:「小分野」には、記載する場合には、当該留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
- (c)産業分類:「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって、CPCにおいて用いられる CPC 番号の下で行われるものを示す。
- (d)関連する義務:「関連する義務」には、9.4条(内国民待遇)又は10.3条(内国民待遇)、9.5条(最恵国待遇)又は10.4条(最恵国待遇)、9.10条(特定措置の履行要求)、9.11

条（経営幹部及び取締役会）、10.5 条（市場アクセス）及び 10.6 条（現地における拠点）のいずれかの規定により課される義務であって、9.12 条（適合しない措置）2 及び 10.7 条（適合しない措置）2 の規定に従って、当該留保事項に掲げる分野、小分野又は活動に適用しないものを特定する。

(e)概要：「概要」には、留保を適用する留保事項が対象とする分野、小分野又は活動についての範囲又は性質を記載する。

(f)現行の措置：「現行の措置」には、特定する場合には、当該留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用する現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を、透明性の観点から明示する。

II. 解説・コメント

《留保》 各締約国は、TPP 協定の規定に適合しない措置の採用又は維持を留保している（9.12 条及び 10.7 条）。留保には、規定に適合しない現行の措置の維持を留保するもの（現在留保）（9.12 条 1 及び 10.7 条 1）と、ある分野、小分野又は活動に関して規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを留保するもの（包括的留保）（9.12 条 2 及び 10.7 条 2）の 2 種類がある。かかる措置は、中央政府及び地域政府の現在留保については附属書 I に、包括的留保については附属書 II に、それぞれ記載されている。これに加え、地方政府が維持する措置も現在留保の対象となっている（9.12 条 1(a)(iii)及び 10.7 条 1(a)(iii)）。各締約国は、このような留保がなされていない場合には、各規定に適合しない措置を新たに採用し、又は維持することができない。

《現在留保》 各締約国は、現在留保の対象となった措置を改正する場合、規定への適合性の水準を低下させる方向で改正することはできない（9.12 条 1(c)及び 10.7 条 1(c)）。そのため、現在留保の対象として列挙された措置は、現行の措置よりも規定に適合しない方向で改正されることはない。さらに、現在留保の対象として列挙された措置が規定に適合する方向で改正された場合、改正後の措置をもとに適合性の水準を判断するため、各締約国は、改正後の措置の適合性の水準を附属書 I に記載された水準に戻すことはできない（9.12 条 1(c) 及び 10.7 条 1(c)）。

但し、ベトナムについては、附属書 9-I 及び附属書 10-C で例外が設けられている。当該例外により、ベトナムは、TPP 協定の発効後 3 年間、現在留保の対象となった措置の改正に際し、TPP 協定発効時の適合性の水準まで戻すことができるとされている。なお、かかる改正を行う場合、ベトナムは、かかる改正の 90 日前までに他の締約国にその詳細を連絡することとされている。

《包括的留保》 包括的留保の対象となる義務のうち、10.5 条（市場アクセス）につき、各国による留保の記載の形式に次の相違があることに注意が必要である。

ブルネイは、自然人によるサービスの提供（ある分野において雇用することのできる外国人の総数を含む。）については、第 12 章（ビジネス関係者の一時的な入国）の条項に従って、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）における第 16 条の約束表の義務に違反しない措置を採用・維持する権利を包括的に留保している。

オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、米国及びベトナムは、GATS における第 16 条の約束表の義務に違反しない措置を採用・維持する権利を包括的に留保したうえで、附属書 II のさらに Appendix において、GATS の約束表からの改善を明記するという方式を採用している。

チリ、メキシコ及びペルーは、GATS 第 16 条における義務の改善点を記載する形式ではなく、サービス章の「市場アクセス」の義務を負う範囲を附属書 II に列挙している。

日本、マレーシア及びシンガポールは留保表形式を採用している。

《留保の対象》 投資章で現在留保又は包括的留保の対象となる規定は、内国民待遇（9.4 条）、最恵国待遇（9.5 条）、特定措置の履行要求（9.10 条）並びに経営幹部及び取締役会（9.11 条）に関する規定である（9.12 条）。サービス章で現在留保又は包括的留保の対象となる規定は、内国民待遇（10.3 条）、最恵国待遇（10.4 条）、市場アクセス（10.5 条）及び現地における拠点（10.6 条）に関する規定である（10.7 条）。収用及び補償（9.8 条）、待遇に関する最低基準（9.6 条）などは、現在留保又は包括的留保の対象ではない。

III. 備考および更新情報

ver.2 : 「II. 解説・コメント」に、包括的留保に関する記載を加筆の上、字句訂正を行った。